

2016年6月15日

No.251

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

総務委員会は3月23日午後、午前中の政府予算案の委嘱審査に続き、**又市征治議員**は地方税、地方交付税法の一部改正案に関して**安倍総理**に対する質疑を行いました。

経済の好循環のためには公務労働者の賃上げが必要ではないか

又市議員は、最初に大手の春闘が山場を終えた段階での**安倍総理**の感想を尋ね、さらに経済の好循環を生み出すためには正規、非正規を問わず、公務労働者の賃上げが必要ではないかと総理の見解を質しました。

安倍総理は、企業は空前の利益を上げていたのでもう少し期待していたと述べる一方、3年連続のベアが実現し、グループ企業の中核以外の企業の賃上げ率を高くしたこと等について評価しました。さらに**安倍総理**はデフレ脱却には官民を問わず賃金が上がる状況を作り出すことが重要だとしつつ、国家公務員については民間の動向を踏まえ、26年、27年と人勸を尊重し引き上げたと答弁しました。



地方自治法を改正し、非正規労働者の処遇改善を

又市議員は、総務省も2014年通知を发出し非正規労働者の処遇改善に努めているが、自治体が任用根拠に固執する中で、この通知の限界も明らかであり、やはり地方自治法の改正を検討すべきではないかと**安倍総理**に迫りました。

これに対し**安倍総理**は国として、報酬等は職務の内容と責任に応じて適切に決定し、時間外勤務に対する報酬や支給、通勤費用の費用弁償について適切な取扱いが行われるように助言を行っているとの答弁があり、事実上、地方自治法の改正を拒否しました。

トップランナー方式による経費節減は民間労働者の賃金切り下げを招く

又市議員は、地方交付税法一部改正案ではトップランナー方式により、民間委託、指定管理者制度の導入等によって経費水準を削減することが自治体には求められているが、こうした形での行政経費の削減は、民間の低賃金労働者によって実現されると指摘し、これは、労働者の賃上げを求める**安倍総理**の姿勢と全く矛盾することにならないかと**安倍総理**の見解を質しました。

これに対し**安倍総理**は、地方財政が厳しい中、アウトソーシングなどで行政の効率化が必要であるが、総務省は委託先等の事業者に労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮等を要請しており、この制度の導入が民間企業における低賃金労働の助長にならないと現場の実態を全く無視した答弁に終始しました。